
平成26年第2回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成26年6月6日(金)

1. 議事日程第1号

平成26年6月6日(金) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 第3 議長の諸般の報告
 - 第4 議案の上程(議案第40号から議案第52号、諮問第2号及び報告第1号から報告第3号)
 - 第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
 - 第6 請願並びに陳情の上程(請願1件、陳情5件)
 - 第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第8 質疑・討論・採決(専決9件、議案第49号)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 日程第3 議長の諸般の報告
 - 日程第4 議案の上程
(議案第40号から議案第52号、諮問第2号及び報告第1号から報告第3号)
 - 日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
 - 日程第6 請願並びに陳情の上程(請願1件、陳情5件)
 - 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 日程第8 質疑・討論・採決(専決9件、議案第49号)
-

出席議員(16名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1 番 | 宿利忠明 | 2 番 | 大谷徹子 |
| 3 番 | 石井龍文 | 4 番 | 廣澤俊幸 |

5 番	中 川 英 則	6 番	尾 方 嗣 男
7 番	菅 原 一	8 番	河 野 博 文
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	清 藤 一 憲	12 番	宿 利 俊 行
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	帆 足 浩 一	議事係 長	小 野 英 一
-------	---------	-------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	河 島 公 司
まちづくり 推 進 課 長	穴 本 芳 雄	環 境 防 災 課 長 兼 基 地 対 策 室 長	藤 林 民 也
税 務 課 長	石 井 信 彦	福 祉 保 健 課 長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建 設 水 道 課 長 兼 公 園 整 備 室 長	平 井 正 之
農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商 工 観 光 振 興 課 長	村 木 賢 二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人 権 同 和 啓 発 セ ン タ ー 所 長	山 本 五 十 六
教 育 総 務 課 長	長 尾 孝 宏	学 校 教 育 課 長	米 田 伸 一
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 わ ら べ の 館 館 長	湯 浅 詩 朗	行 政 係 長	秋 吉 正 彦

上 程 議 案

- | | |
|--------|---|
| 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて（その1）
玖珠町税条例の一部改正について |
| 議案第41号 | 専決処分の承認を求めることについて（その2）
玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 議案第42号 | 専決処分の承認を求めることについて（その3）
玖珠町税特別措置条例の一部改正について |

議案第43号	専決処分の承認を求めることについて（その4） 平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）
議案第44号	専決処分の承認を求めることについて（その5） 平成25年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第45号	専決処分の承認を求めることについて（その6） 平成25年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
議案第46号	専決処分の承認を求めることについて（その7） 平成25年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第47号	専決処分の承認を求めることについて（その8） 平成25年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第48号	専決処分の承認を求めることについて（その9） 平成25年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第49号	玖珠町監査委員の選任について
議案第50号	玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第51号	社会資本整備総合交付金事業町道唐杉線法面防護工事請負契約の変更について
議案第52号	平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
報告第1号	平成25年度玖珠町一般会計継続費繰越計算書について
報告第2号	平成25年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	平成25年度玖珠町一般会計事故繰越し繰越計算書について

午前10時00分開議（開会）

○議長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いをいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成26年第2回玖珠町議会定例会は成立いたしました。

よって、ここに開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

2番 大谷 徹子 さん

14番 片山 博雅 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高田修治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長松本義臣君。

○議会運営委員長（松本義臣君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

平成26年第2回玖珠町議会定例会の開会に当たり、5月30日に議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日6月6日から6月20日までの15日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認を求める案件9件、人事案件1件、条例の一部改正案件1件、請負契約の変更案件1件、平成26年度玖珠町一般会計補正予算案件1件の13議案と人権擁護委員候補者の推薦の諮問案件1件、平成25年度玖珠町一般会計継続費繰越計算書、平成25年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成25年度玖珠町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告案件3件です。

なお、議案第40号から議案第48号までの9議案は専決処分の承認を求める案件であり、また議案49号は人事案件であります。議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

また、今議会に2月24日以降受理した請願及び陳情については、請願1件と陳情5件が提出されています。

次に、今定例会の一般質問者は9名であります。したがって、一般質問は17日に5名、18日に4名の2日間の日程で行いたいと思います。

本定例会の慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議会では6月1日より10月31日までをクールビズ期間として、ノーネクタイ対応となっております。

ります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（高田修治君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日6月6日から6月20日までの15日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日6月6日から6月20日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（高田修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る4月21日、九州防衛局と西部方面総監部に町及び正副議長、基地対策特別委員会で平成26年度予算の確保や当面する玖珠町の課題について防衛陳情を行いました。

4月23日には、防衛省に対して町と正副議長、基地対策特別委員会正副委員長による合同陳情を行いました。

5月20日、大分県町村議会議長会役員会が日出町で開催され、佐野日出町議会議長の議員退任に伴い、新たに熊谷日出町議会議長が引き続き監事に選任されました。

また、議会議員研修などの協議案件3件、報告案件3件について審議し、いずれも全会一致で承認いたしました。

5月27日・28日、第39回町村議会議長・副議長研修会が東京メルパルクホールで開催され、意義深い研修となりました。

5月28日、大分県議長会で道州制導入反対の要望書を県選出国會議員に提出いたしました。

6月3日、第26回「星空の街・あおぞらの街」全国大会の当地11月開催に伴い、町長と県生活環境部長並びに県警本部警備第二課長に挨拶にまいりました。

以上で、議長の諸案の報告を終わります。

日程第4 議案の上程

（議案第40号から議案第52号、諮問第2号及び報告第2号から報告第3号）

○議長（高田修治君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第40号から議案第52号までの13議案と諮問案件1件並びに報告案件3件について一括上程したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第40号から議案第52号までの13議案と諮問案件1件及び報告案件3件につきましては、一括上程することに決定いたしました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明

○議 長（高田修治君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

本日ここに平成26年第2回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、町政諸般の報告と提案いたしております諸議案の説明を申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本日は、二十四節気の一つであります芒種であり、稲など穂の出る穀物の種をまく季節と言われております。実際の種まきは、もうこれより随分前に始まっております。また、今月の2日には気象庁より九州地方の梅雨入りが発表されました。豪雨災害が心配される季節となりまして、災害に対する備えをしなければいけないと思っているところでございます。

さて、第2次安倍内閣発足から1年5カ月が経過いたしました。アベノミクスによる経済成長がうたわれている中でございますが、我がまちにおいては景気回復が実感できるまでには至っていないと思われております。厳しい財政状況が続く中、国や県等の最新の動向に注視をしながら、今後の玖珠町の将来を見据えた行政サービスの効率化、統廃合・集積化、財源確保に向けて、積極的な業務遂行が喫緊の課題となっております。

それでは、4月以降の町政諸般の報告をさせていただきます。

新年度を迎え、4月1日付で職員の異動に伴う辞令交付を行いました。本年は、新採用職員5人を含む71人の異動を行ったところでございます。今回の組織の改編では、新たに町内外への情報提供をより充実させるため、まちづくり推進課に広報係を設けました。同じく、まちづくり推進課にランドデザイン係を設け、まちの魅力アップのため、水戸岡デザインを初め景観を一体的に整備する係をスタートさせました。

また、教育委員会部局には、統合する中学校の再編計画を推進するため、教育総務課中学再編準備係を設置するとともに、社会教育課文化財係を設け、町内にある多くの文化財を保全管理することといたしました。

次に、超高速ブロードバンド整備につきましてご報告申し上げます。

昨年度から民設民営方式でNTT西日本大分支店が実施しておりました超高速ブロードバンドの整備事業が順調に進み、5月12日から玖珠局を皮切りにおおむね72局の光通信サービスが開始いたしま

した。初日12日には、NTT西日本大分支店との共催で町民ホールにおきまして玖珠町光ブロードバンド開通記念式を行いました。今後、7月下旬に北山田局、10月下旬には古後局と日出生局も開局の予定で、全町光通信が可能となる環境が整うことになりました。町といたしましては、この基盤を活用した新たな住民サービスの開発、導入や企業誘致にも生かしてまいりたいと考えております。

次に、4月16日より各自治会館において開催いたしました平成26年度自治委員会議についてご報告申し上げます。

会議では、本年度の施政方針を説明し、意見交換会の中で各自治委員の方々より地域のさまざまなご意見をいただきました。取りまとめができ次第、町民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。今後も、町政運営に当たり、自治委員の皆さん方のご協力、ご意見をいただきながら、スムーズな行政運営と地域課題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、第20回玖珠町消防団操法大会についてご報告いたします。

4月20日、玖珠川河川敷で玖珠町消防団操法大会を実施いたしました。当日は、天候の関係で開始時間を1時間繰り下げて開始いたしましたが、無事大会を終了することができました。競技は小型ポンプの部とポンプ車の部に分かれて行い、小型ポンプの部は東部方面隊第14部、ポンプ車の部は南部方面隊第32部が、それぞれ最優秀賞を受賞されました。どの部も日ごろからの訓練の成果を発揮し、大変有意義な大会となりました。8月24日には大分県消防操法大会が大分県消防学校で開催されます。玖珠町からは小型ポンプの部で出場しますが、好成績を期待しているところでございます。

新年度に入り、4月以降、社会教育関係で多くの出来事がありました。

4月27日、平成25年度をもって全ての施設が完成した玖珠町総合運動公園のオープン記念イベントを開催いたしました。野球場にて開催した完成記念式典では、およそ130名の来賓、土地提供者、工事関係者の方々にご出席いただき、町内の小、中、高、一般の野球団体と記念試合に招待した延岡学園高等学校による入場行進、森高等学校吹奏楽部や少年少女合唱団を初め町内音楽団体による国歌・町歌斉唱で式典に花を添えていただきました。式典に引き続き、陸上競技場で行われた人文字による日本一のジャンボこいのぼりづくりイベントでは、参加者およそ1,200名が広いパネルをそれぞれ掲げ、長さ111メートルのジャンボこいのぼりを見事に緑の人工芝の上に描いていただきました。

午後1時から、地元森高等学校野球部と昨年夏甲子園準優勝校延岡学園高等学校野球部による完成記念試合を開催いたしました。両校の選手による清々とした全力プレーは、多くの観客を魅了させていただいたところでございます。心配された天候にも恵まれ、大きな事故もなく、無事イベントが終了することができました。絶好の環境の中に整備された総合運動公園が、今後多くの人に活用されることで、町民の健康づくりや競技力の向上を図り、まちの活性化につながることを期待しています。

次に、5月に入り、大型連休の3日から5日にかけて開催された第65回日本童話祭についてご報告いたします。

3日から5日にかけて童話の里青少年スポーツ大会が行われ、8競技に町内外から約1,770名の選手が参加していただきました。今年は総合運動公園グランドオープンとし、会場として使用され、多

くの子供たちに喜んでいただきました。4日には、第31回全国児童生徒俳句大会及びおとぎ登山が開催されました。児童生徒俳句大会は、全国から1万36句の応募があり、その中から入賞25句を表彰いたしました。既に来年の第32回目の大会に向けて周知を始めたところでございます。また、おとぎ登山では、過去最高の200名の参加がございました。

5月5日、第65回日本童話祭が、早朝雨模様でありましたが、時間の経過とともに晴天となり、例年どおり三島会場と河川敷会場を中心に開催されました。多くの人に来場していただき、盛会のうちに無事終了することができました。参加していただきました議員の皆様を初め多くの団体関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、5月25日に実施されました第65回万年山山開きとミヤマキリシマ群生地についてご報告いたします。

毎年5月の最終日曜日に玖珠町観光協会の主催で開催されております万年山山開きにつきましては、県内外から多くの登山者、家族で、約2,000人とされていますが、訪れていただきました。万年山の雄大な自然環境やきれいに咲き誇ったミヤマキリシマを鑑賞していただきました。特に通称お花畑と呼ばれているミヤマキリシマの群生地につきましては、ここ数年、環境整備に力を入れたことにより、群生地の鑑賞面積を拡大することができております。今年度の山開きの開催に向けて、県内外の新聞やテレビ局などに情報提供するなど、新たな玖珠町の観光スポットとして情報発信に努めたところでございます。ミヤマキリシマ開花期間中には、県内外から多くの登山客、観光客が玖珠町にお越しいただきました。

最後に、福岡県志免町の解体処分の予定であった29612型蒸気機関車の無償譲渡契約の締結と移転・一時保管についてご報告を申し上げます。

既に新聞報道等もされましたが、4月8日付で福岡県志免町と無償譲渡契約を締結することができ、4月10日に3分割した上、福岡県直方市に移転・一時保管をすることができました。これにより、福岡県志免町より蒸気機関車が支障となり遅れていた同町公園整備計画が順調に進んでいるとのご連絡をいただきました。今後、貴重な歴史資産となり得る蒸気機関車を保存したいという多くの方々の要望やこの蒸気機関車をまちづくりの資源として活用していくため、現在進めております豊後森機関庫進入路及び踏切整備事業の進捗状況に合わせ、補修作業や運搬方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。引き続き今議会に提案しております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案13件、諮問案件1件、報告案件3件について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案集をお開きください。

議案第40号から議案第48号までの9議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるも

のでございます。

それでは、各議案について順を追って提案理由の説明を申し上げます。

議案集の1ページ目をお開きください。

議案第40号は、玖珠町税条例の一部改正についてでございます。

本案は、地方税等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、玖珠町税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、同年3月31日に玖珠町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な改正内容といたしましては、外国人などに対する国税の課税原則が総合主義から帰属主義へと見直されたことに伴う条文の整備、地方法人課税の偏在是正のために措置、軽自動車税の税制改定等でございます。

別冊の黄色い表紙、参考資料の1ページから28ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

議案集8ページをお開きください。

議案第41号は、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、玖珠町国民健康保険税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、同年3月31日に玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な改正内容といたしましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に改正するものでございます。

別冊参考資料29ページから31ページに、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照してください。

議案集の10ページをお開きください。

議案第42号は、玖珠町税特別措置条例の一部改正についてでございます。

本案は、企業立地促進法に基づく省令が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、玖珠町税特別措置条例を緊急に改正する必要性が生じたため、同年3月31日に玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な改正内容といたしましては、企業立地促進法に規定する承認企業立地計画に従い、産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本的な計画に基づく事業主体等への固定資産税の課税免除の適用期間を2年間延長し、平成28年3月31日までとするものでございます。

別冊参考資料集の32ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

議案集11ページをご覧ください。

議案第43号は、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

補正予算書は別冊になっておりますので、予算書の1ページをお開きください。

まず、1ページであります。一般会計補正予算（第8号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ2,279万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ91億6,720万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、地域振興基金への積み立てに1億7,008万円、減債基金への積み立てに3,504万円、その他各事業の決算見込みによる増減額の調整が主な内容でございます。

9ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、児童福祉総務費（新制度導入システム改修事業）の外1件の追加及び過年発生道路橋梁補助災害復旧事業の金額変更に伴い、補正したものでございます。

10ページをお開きください。

第3表地方債補正につきましては、事業費の確定により地方債限度額を減額したものでございます。続きまして、歳入の補正について主なものについてご説明申し上げます。

予算書15ページをお開きください。

1款1項1目町民税個人であります。決算見込みにより2,543万8,000円の追加計上を行い、補正後の額は5億1,054万3,000円でございます。

1款1項2目町民税法人は、決算見込みにより1,415万3,000円の追加計上を行い、補正後の額は7,830万8,000円でございます。

1款2項1目固定資産税は、決算見込みにより2,366万6,000円の追加計上を行い、補正後の額は7億3,959万8,000円でございます。

16ページをお開きください。

1款4項1目町たばこ税は、決算見込みにより1,650万7,000円の追加計上を行い、補正後の額は1億6,330万1,000円でございます。

17ページをご覧ください。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、交付金の決定により417万9,000円の追加計上を行い、補正後の額は447万9,000円でございます。

18ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税の決定額と特別交付税の決定額の一部を計上いたしまして4,623万9,000円の増額を行うものでございます。

24ページをお開きください。

16款2項2目民生費県補助金153万8,000円の増額は、子ども・子育て支援新制度事業補助金の計上と社会福祉費県補助金の減額などによるものでございます。

27ページをお開きください。

18款1項1目一般寄附金244万円の増額は、ふるさと応援寄附金の収入確定などによるものでございます。

19款1項1目繰入金8,794万3,000円の減額は、財政調整基金、人材育成基金の減額などによるものでございます。

28ページをお開きください。

22款1項9目災害復旧債630万円の減額は、過年発生小災害復旧事業の減額などによるものでございます。

次に、歳出であります。30ページをお開きください。

歳出の補正につきましては、事業費の確定及び基金への積立金が主なものでございます。

1款1項1目議会費355万9,000円の減額は、費用弁償などの執行額の確定によるものでございます。

2款1項1目一般管理費501万3,000円の減額は、通信運搬費及び機械器具等借上料などの執行額確定によるものでございます。

31ページをご覧ください。

2款1項7目企画調整費965万4,000円の減額は、慈恩の滝公共駐車場等整備計画策定事業に係る用地購入費及び補償費の減額などによるものでございます。

2款1項8目地域づくり推進事業費472万6,000円の減額は、人材育成基金事業助成金などの事業費確定によるものでございます。

33ページをお開きください。

2款2項2目賦課徴収費465万5,000円の減額は、納税奨励金などの執行額確定による減額でございます。

35ページをお開きください。

3款1項3目障害者福祉費1,664万3,000円の減額は、重度心身障害者医療費などの事業費確定による減額でございます。

37ページをお開きください。

3款1項8目後期高齢者医療費1,056万9,000円の減額は、大分県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金など事業費確定による減額でございます。

3款3項1目児童福祉総務費448万8,000円の増額は、新制度システム改修委託料の計上などによるものでございます。

38ページをご覧ください。

3款5項1目介護保険費876万3,000円の減額は、介護保険事業特別会計への繰出金などを減額するものでございます。

39ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費1,701万6,000円の減額は、妊婦健診委託料、簡易水道会計繰出金などの事業費確定による減額でございます。

40ページをお開きください。

4款1項2目予防費1,412万9,000円の減額は、予防接種手数料、検診委託料など事業費確定による減額でございます。

5款1項1目労働諸費217万1,000円の減額は、緊急雇用創出事業の事業費確定による減額でございます。

ます。

41ページをご覧ください。

6款1項4目畜産事業費338万2,000円の減額は、繁殖雌牛の若返り対策事業などの事業確定による減額でございます。

42ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費448万2,000円の減額は、下刈推進事業補助金などの事業費確定による減額でございます。

43ページをご覧ください。

7款1項2目商工振興費404万6,000円の減額は、工業団地導入促進事業の事業費確定による減額でございます。

45ページをお開きください。

8款4項4目都市公園整備事業699万9,000円の減額は、塚脇街区公園整備事業の事業費確定による減額であります。

47ページをお開きください。

10款2項2目小学校振興費319万6,000円の減額は、小学校要保護・準要保護就学援助費などの事業費確定による減額でございます。

48ページをお開きください。

10款3項2目中学校振興費370万3,000円の減額は、中学校要保護・準要保護就学援助費などの事業費確定による減額でございます。

49ページをご覧ください。

10款5項2目社会教育事業費326万9,000円の減額は、地域教育力向上支援事業などの事業費確定による減額でございます。

50ページをお開きください。

10款5項3目公民館費329万7,000円の減額は、メルサンホール運営事業費等の決算見込みによる減額でございます。

51ページをご覧ください。

10款6項3目調理場費588万1,000円の減額は、学校給食センター空調施設等整備事業の事業費確定による減額でございます。

52ページをお開きください。

10款6項7目総合運動公園費387万4,000円の減額は、清掃業務委託など執行額の確定による減額でございます。

11款1項1目耕地災害復旧費365万円の減額は、九州北部豪雨による災害復旧事業などの一部完了に伴う減額でございます。

53ページをご覧ください。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費219万7,000円の減額は、九州北部豪雨による災害復旧事業の一部完了に伴う減額でございます。

54ページをお開きください。

13款3項4目減債基金費3,504万円の増額は、地方債の適切な管理、償還財源確保のため、減債基金への積み立てを行うものでございます。

13款3項6目地域振興基金費1億7,008万円の増額は、将来のまちづくりにおける財政需要に備えるため、地域振興基金へ積み立てを行うものでございます。

13款3項8目総合運動公園建設基金費299万2,000円の増額は、平成24年度予算の繰越財源となった基金繰入金の残余分を総合運動公園建設基金へ積み立てを行うものでございます。

なお、総合運動公園の建設は平成25年度までに全て完了いたしましたので、この建設基金の取り扱いにつきましては現在検討しているところでございます。

以上が、一般会計補正（第8号）に伴うものでございます。

次に、専決いたしました特別会計、いずれも別冊となっております。

議案第44号は平成25年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）、議案第45号は平成25年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議案第46号は平成25年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第47号は平成25年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第48号は平成25年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

いずれも既決予算の歳入歳出が確定していることによる調整でございますので、それぞれの予算の具体的内容説明は省略させていただきたいと思っております。

議案集にお戻りください。

議案集17ページをお開きください。

議案第49号は、玖珠町監査委員の選任についてでございます。

本案は、玖珠町監査委員、中山キミ子氏の任期が平成26年6月30日をもって満了するため、後任の委員として玖珠町大字大隈963番地3、河野好美氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

なお、別紙参考資料33ページに同氏の略歴を掲載しておりますのでご参照ください。

議案集18ページをお開きください。

議案第50号は、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、玖珠町新中学校開校推進協議会を設置することに伴い、提出するものでございます。

改正の内容は、玖珠町新中学校開設推進協議会委員及び部会員の報酬を月額4,000円とするものでございます。

別冊参考資料34ページから36ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

議案集19ページをご覧ください。

議案第51号は、社会資本整備総合交付金事業町道唐杉線法面防護工事請負契約の変更についてでございます。

本案は、平成26年3月3日に大分県豊後高田市新地1071番、西日本土木株式会社と6,339万6,000円で契約いたしました町道唐杉線法面防護工事において、金網の設置工事に伴い、設置箇所に支障木があり、これを伐採する必要が生じたため、請負契約を変更するものです。219万9,960円増額し、変更後の契約金を6,559万5,960円とするものです。

参考資料集の37ページから38ページに位置図、平面図を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第52号は平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）でございます。

予算書は別冊となっております。補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,396万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億5,396万1,000円といたすものでございます。

今回の補正の主な内容は、常備消防負担金3,558万1,000円、中学校再編推進対策事業2,906万5,000円、鳥獣被害防止総合対策事業1,252万円、緊急雇用創出事業1,046万1,000円、元気創出プレミアム商品券支援事業809万9,000円、そのほか行政運営における緊急性の高い必要経費について追加計上を行っております。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出補正予算補正であります。歳入につきましては、県支出金、繰入金、町債が主なものとなっております。

4ページをお開きください。

16款県支出金は、鳥獣被害防止総合対策事業交付金の増額、緊急雇用創出事業補助金の増などにより2,613万5,000円の増額となり、補正後の額は9億4,529万6,000円でございます。

19款繰入金は、今回の補正予算の所要財源を確保するため、財政調整基金からの繰入金などにより3,403万4,000円の増額となり、補正後の額は11億1,893万円でございます。

5ページをご覧ください。

22款町債は、慈恩の滝公共駐車場等整備事業の事業費増や日田玖珠広域消防組合が実施している消防庁舎建設事業の負担計画の変更などにより5,280万円を増額し、補正後の額は5億7,620万8,000円でございます。

6ページをお開きください。

6ページの歳出につきましては、総務費、労働費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費などが主なものとなっております。

2款総務費は、慈恩の滝公共駐車場等整備事業の追加によるものなどが主な内容となっており、1,342万円を増額し、補正後の額は16億8,738万3,000円でございます。

7ページをご覧ください。

5款労働費は、緊急雇用創出事業の追加実施によりまして1,046万1,000円を増額し、補正後の額は2,020万1,000円でございます。

6款農林水産業費は、鳥獣被害防止総合対策事業の追加内示により、事業費の増などによりまして1,802万4,000円を増額し、補正後の額は7億3,124万9,000円でございます。

7款商工費は、地元商店街の活性化のため、町単独事業で実施予定であったお買物券発行事業から県補助対象事業である元気創出プレミアム商品券支援事業に変更するものが主な内容となっております。740万6,000円を増額し、補正後の額は3億5,668万4,000円でございます。

9款消防費は、日田玖珠広域消防組合が実施している消防庁舎建設事業の負担計画の変更により3,558万1,000円を増額し、補正後の額は3億3,860万6,000円でございます。

10款教育費は、中学校再編推進対策事業の増額などにより3,448万6,000円を増額し、補正後の額は10億5,256万2,000円でございます。

9ページをお開きください。

第2表地方債につきましては、慈恩の滝公共駐車場等整備事業と広域消防負担金の限度額を増額するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書、歳入の主なものについて説明を申し上げます。

予算書13ページをお開きください。

まず、歳入では、県支出金、繰入金、町債が主なものとなっております。

16款2項4目労働費県補助金1,046万円の増額は、緊急雇用創出事業の追加実施により、補助金を増額するものでございます。

16款2項5目農林水産業費補助金1,534万円の増額は、鳥獣被害防止総合対策事業交付金の追加内示や肉用牛繁殖産地活性化モデル事業の計上などにより増額するものでございます。

16款2項6目商工費県補助金400万円の増額は、元気創出プレミアム商品券支援事業における県補助金を計上するものでございます。

14ページをお開きください。

19款1項1目繰入金3,403万4,000円の増額は、今回の補正予算の所要財源を確保するための財政調整基金から繰り入れ増などによるものでございます。

22款町債5,280万円の増額は、慈恩の滝公共駐車場等整備事業の事業費増による発行見込額や15ページにございます広域消防負担金4,390万円の増によるものでございます。

次に、歳出であります。16ページをお開きください。

歳出につきましては、総務費、労働費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費が主なものでございます。

2款1項7目企画調整費886万円の増額は、慈恩の滝公共駐車場等整備事業における用地購入費や補償費の計上などにより増額するものでございます。

19ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費1,046万1,000円の増額は、緊急雇用創出事業の追加実施によるものでございます。

6款1項3目農業振興費265万8,000円の増額は、次代を担う園芸産地整備事業補助金や農地中間管理機構の委託業務の経費などが主な内容でございます。

20ページをお開きください。

6款1項4目畜産業費284万6,000円の増額は、肉用牛繁殖産地活性化モデル事業の計上などが主な内容でございます。

6款2項2目林業振興費1,252万円の増額は、鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業における侵入防止柵の購入などが主な内容でございます。

7款1項2目商工振興費539万9,000円の増額は、地元商店街の活性化のため、町単独で実施しているお買物券発行事業から県補助対象である元気創出プレミアム商品券支援事業に変更するものでございます。

7款1項3目観光費200万7,000円の増額は、9月初旬に開催されるディステーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議の観光PR、エクスカージョンの委託などが主な内容となっております。

なお、エクスカージョンとは団体の遊覧旅行ということでございます。

21ページをご覧ください。

9款1項1目常備消防費3,558万1,000円の増額は、日田玖珠広域消防組合が実施している消防庁舎建設事業の負担計画の変更による増額であります。当初、消防庁舎建設費の負担については、玖珠町、九重町の負担分を消防組合が起債発行を行い、後年度、公債費として負担することとしておりましたが、平成26年度の国の地方債計画であります緊急防災・減災事業債を玖珠町、九重町で借り入れを行うことで実質的な負担が軽減されるため、負担計画を変更するものでございます。

この緊急防災・減災事業債は、防災対策のうち、東日本大震災を教訓といたしまして、全国的に緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災・減災のために、地方単独事業等を対象とするもので、事業債に対する充当率は100%、元利償還金の70%が地方交付税に算入されるものでございます。

22ページをお開きください。

10款1項2目事務局費2,941万1,000円の増額は、中学校再編推進対策事業などによるもので、推進協議会委員報酬や有識者への賃金、新設中学校建物に対する調査設計委託料などを計上するものでございます。

今回の定例会に、玖珠町PTA連合会、中学校統合特別委員会より、中学校統合についての陳情書が提出されておりますが、現森高等学校校舎の耐力度調査等を委託し、その結果を判断材料として、専門家の意見を取り入れ、十分に精査、検討し、町の審議会や議員の皆様方にご意見をいただいた上で、新設中学校を新設とするか大規模改修等で対応していくか決めていきたいと思っております。

23ページをご覧ください。

10款5項1目社会教育総務費353万4,000円の増額は、久留島記念館の改築に伴う展示物の整理に対

する経費などを計上するものでございます。

以上が、一般会計補正予算（第1号）の主なものでございます。

議案集にお戻りください。

次に、議案集20ページをお開きください。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本案は、人権擁護委員、石井 昇氏の任期が平成26年9月30日をもって満了いたしますので、後任の委員としまして玖珠町大字帆足570番地、帆足一大氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

次に、報告3件についてご説明申し上げます。

議案集21ページをご覧ください。

報告第1号は、平成25年度玖珠町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成25年度玖珠町一般会計継続費繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものでございます。

議案集22ページをお開きください。

内容につきましては、社会資本整備総合交付金事業御幸団地建替事業で翌年度通次繰越額は2,523万3,572円となっております。

議案集23ページをご覧ください。

報告第2号は、平成25年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度玖珠町一般会計繰越明許費の繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものでございます。

議案集24ページから25ページに一覧表を掲載しておりますので、ご覧ください。

内容につきましては、庁舎太陽光発電システム導入事業など21件、総額5億5,579万2,000円を繰越しております。

議案集26ページをお開きください。

報告第3号は、平成25年度玖珠町一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成25年度玖珠町一般会計事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものでございます。

内容につきましては、補助耕地災害復旧事業並びに道路橋梁補助災害復旧事業の2件で、翌年度繰越額の合計は9,711万9,810円となっております。

この災害復旧事業は、平成24年に発生した九州北部豪雨の災害復旧事業を実施しているもので、平成24年度予算を平成25年度に繰り越して、平成25年度内に完了予定でありました。しかし、補助耕地災害復旧事業につきましては、工事契約後、建設機械、資材及び労働者の手配調整などに不測の日数を要したことから、年度内の完了ができなかったため、地方自治法第220条の第3項の規定に基づき、やむを得ず事故繰越を行うものでございます。

また、道路橋梁補助災害復旧事業については、工事契約後、施工方法の調整等について不測の日数を要したことから、年度内の完了ができなかったため、同じくやむを得ず事故繰越を行うものでございます。

現在、いずれの事業についても、一日でも早い復旧・復興に全力を挙げているところでございます。

以上、条例の一部改正の専決処分の承認を求めるものが3件、平成25年度一般会計及び特別会計補正予算の専決処分の承認を求めるものが6件、人事案件1件、条例の一部改正案件1件、工事請負変更契約案件1件、平成26年度一般会計補正予算案件1件の計13議案と諮問案件1件、報告案件3件を上程させていただいたところでございます。

議員の皆さんにおかれましては、何とぞ慎重にご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高田修治君） 町長の諸案の報告並びに提案理由の説明を終わります。

1件、議長の諸般の報告の中で「第26回星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催月を11月と申しましたが、10月のほうに訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

日程第6 請願並びに陳情の上程（請願1件、陳情5件）

○議長（高田修治君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付しております文書表のとおり、請願1件、陳情5件が提出されております。

これを上程いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情5件は上程することに決しました。

ここで、請願第1号について紹介議員の説明を求めます。

紹介議員5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 平成26年5月22日、玖珠町議会、議長高田修治殿。

少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出に関する請願書。

紹介議員中川英則。

請願者、大分県玖珠郡玖珠町大字帆足一七三、玖珠郡教育会館内、大分県教職員組合玖珠支部、執行委員長、穴井有司。

玖珠町PTA連合会、会長、吉住信也。

ほか、玖珠町小中学校PTA会長一同。

内容につきましては、次のページをおめくりください。

この内容は、文部科学省が平成22年8月27日に策定した新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計

画に基づいたものであります。この改善計画は、30年ぶりに40人学級を見直し、平成23年度から進めるものであります。

計画内容は、平成23年度から平成27年度で全小学校35人学級、平成26年度から平成28年度で全中学校35人学級、平成29年度から平成30年度で小学校1年、2年を30人学級にするものであります。この実態は、平成23年度に小学校1、2年を35人学級とする予定でありましたが、現状は平成23年度に小1、平成24年度に小2となり、1年おくれで達成をしております。しかし、昨年から行われるはずの小学校3年生35人学級からの予算配分は実現できていない現状であります。

大分県では、国よりも早く小1、小2、中1が30人学級の実現をしておりますが、国からの負担割合が少ない現状の教員配置の中で行っているのが実態であります。この状況は、現場で無理がいつているのも事実であります。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられたままであります。このような内容も含め、地方自治法第99条の規定に基づき、下記1、2の内容を国の関係機関へ意見書として提出していただくお願いであります。よろしくお願いいたします。

日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長尾方嗣男君。

○基地対策特別委員長（尾方嗣男君） こんにちは。

基地対策特別委員会報告（閉会中）。

平成26年第1回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告いたします。

平成26年5月13日、執行部出席のもと、特別委員会を開催いたしました。

1、防衛省等への町及び議会における合同陳情の結果について。

（1）4月21日、防衛省西部方面総監部への要請及び回答。

「日出生台演習場への取り組みについて」。

回答（西部方面総監部）要望については、十分考慮して対応させていただきたいと思っている。日出生台演習場は大事な演習場であり、今後ともよろしくお願ひしたいとのことであります。

「水陸両用の部隊について」。

玖珠として可能性があればぜひ隊員をふやしていただきたい。

回答、今検討している最中です。この先は西部方面の重要性もあり、期待に沿えるように頑張りたいとのことであります。

「隊員の減少について」。

回答、防衛大綱、中期防衛力整備計画で枠組みの変化はありますが、隊員の減少は考えていません。

(2) 九州防衛局への要請及び回答。

「特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について」。

回答、すぐに増額とはなりません、努力しているところをご理解ください。

「町道県道の粉塵対策について」。

回答、戦車道の拡幅もしながら、アスファルトコンクリート舗装を試験的に行い、粉じん、騒音の緩和ができるように引き続き取り組んでいきたいと思えます。

「日出生台演習場の米軍使用について」。

回答、3年ぶりの演習になります。現地対策本部を設置し、安全対策には十分配慮して取り組みます。

(3) 4月23日、防衛省地方協力局への陳情と回答であります。

「特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について」。

回答（山内地方協力局長）運用の実態、態様の変更を見ながら配分しているが、今回要望があったことは十分考慮して対応させていただきます。その他、補助対象区域の拡大、粉じん対策、移転補償の充実強化について陳情いたしました。いずれも、適切に対応していきたいと回答がございました。

(4) 防衛省、陸上幕僚監部への陳情と回答であります。

「道路ルートの町道変更によるお願い」であります。

防衛省にとっても有効な道路で町としても一日も早く実現したい。協力をお願いしたい。

回答（山下幕僚副長対応）、相談の上ご希望に沿えるように取り組みます。

(5) 防衛省、陸上幕僚監部、岩田陸上幕僚長を訪問いたしました。

「幕僚長談話」でございます。玖珠駐屯地の部隊も少し変わるが、基本的には隊員を減らさないよう指示している。4戦車大隊、8戦車大隊がなくなり、西方戦車隊という方面直轄の戦車隊をつくるなど、陸上自衛隊60年の中で、最大の改革を行う。その意味で、玖珠駐屯地も動くが隊員数は減らさないよう、できればふやす方向で注視している。演習場に近く、すぐに演習できる玖珠駐屯地、湯布院駐屯地は陸上自衛隊にとってかけがえのない駐屯地であるので、これからもよろしく願いしたい。

以上、熊本西部方面総監部、九州防衛局、防衛省、陸上幕僚監部、防衛省地方協力局への陳情、要請行動を行ってきました。委員会としては、時期、対応の変化に合わせて引き続き要請行動の取り組みを行っていきたくと思っています。

委員会としては、基地問題の対応について執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 基地対策委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 14番片山です。

基地対策の皆さんたちが防衛省等に陳情等に行きまして、この説明が載っておりますが、オスプレイについて、一時騒がしかったけれども、その話等はなかったか確認します。

○議長（高田修治君） 尾方委員長。

○基地対策特別委員長（尾方嗣男君） オスプレイについては、こちらのほうも国のほうも別段かわった話はございませんでした。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ございますか。

8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 8番河野です。

この中で、4番目の道路ルートの町道変更によるお願いとあります。これは、どの辺の道路のことを町道変更によるお願いというところをちょっと場所的にわかれば教えてください。

○議長（高田修治君） 尾方委員長。

○基地対策特別委員長（尾方嗣男君） 今、日出生の車谷から前の旧道へ抜けるのが崩落しております。その迂廻路として、今、九州碎石の道路が、昔、何か戦時時代にあったらしいんですけども、そのルートの改革をお願いに上がりました。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） これで、質疑を終わります。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、中学校統合調査検討特別委員会の報告を求めます。

中学校統合調査検討特別委員会委員長清藤一憲君。

○中学校統合調査検討特別委員長（清藤一憲君） 中学校統合調査検討特別委員会報告（閉会中）。

平成26年第1回玖珠議会定例会において、閉会中の継続審議の付託を受けました件につきまして、その結果を報告します。

平成26年5月13日、役場において執行部出席のもと中学校統合調査検討特別委員会を開催し、大分県立森高等学校校地に係る譲渡要望の結果並びにこれからの玖珠町立中学校再編計画（案）等について報告を受けました。

執行部から、平成25年2月に校地は現森高校が最適地、校舎等は新築が望ましいと教育委員会が方針決定し、町長と教育委員会がその方針に基づいて平成28年4月に開校を目指すことを確認した以降の内容について報告を受けました。

1、大分県教育庁教育財務課と大分県立森高等学校譲渡要望についての打ち合わせ結果について。

①森高校の建設時に発生した国からの補助金の残金。

文部科学省約1,000万円、防衛省約8,000万円。ただし、校舎を解体するならば、文部科学省の補助金残額1,000万円は免除となります。防衛省補助金残額8,000万円については、これから県と防衛省の

話し合いとなります。

②森高校の建設時に発生した国への起債残額。

起債残額（繰上償還利子を含む）約2億円。この起債は、大分県が森高校建設時に国に対して起こした債務だから、譲渡契約が調べば玖珠町が負担することになります。

2、玖珠町立中学校再編計画（案）について。

（1）中学校再編に係る基本的な考え。

①中学校7校を廃止し、新設1校とする。

②新設中学校の位置は、現在の森高等学校校地とする。

③新設中学校の開校時期は、新中学校開校推進協議会・総合教育審議会の議を経て最終決定する。

（2）魅力ある学校づくり。

①集団活動の場。

②活力ある学校。

③指導体制の充実。

④中高連携教育。

（3）再編後の通学手段等。

①通学手段。

②遠距離通学費補助。

（4）廃止中学校の利活用。

（5）中学校再編の今後の進め方。

①新中学校開校推進協議会の設置。

②閉校準備委員会の設置。

③事前交流事業の実施。

④人事上の配慮。

3、議会とPTA役員（7名）との中学校統合についての話し合い結果の報告について（オブザーバーとして特別委員会に出席している高田議長に求めた）。

「PTAの考え方」。

①統合中学校が現在の森高校校地であれば、校舎は新築であること。

②統合中学校が現在の森高校校地であれば、進入路の拡幅をすること。

この内容を実施しなければ森高校校地は認めない。

4、今後の取り組みについて。

（1）文部科学省は、鉄筋コンクリート造校舎の法定耐用年数は60年程度とされている中で、現在40年ほどで建て替える状況になっているケースが多いが、国・地方の厳しい財政状況を踏まえて適切な改修で寿命を70年から80年に延ばす方向に変わっているため6月議会で森高校校舎の耐力度調査の補正を計上させていただきます。

5、意見交換。

①大分県は譲渡についてどのように考えているのか。

回答、知事を初め県は好意的に考えている。ただし、譲渡契約については、平成27年4月に森高校が新高校に移行した時点で行うことになります。

②森高校の建設時に起きた補助金や起債の残額を玖珠町が負担するようであれば新たな土地を求めた方がよいのではないかと。

回答、森高校に隣接する売買契約を参考にすれば平米当たり3万8,600円ぐらいの売買事例があります。工業団地予定地にしても単価的には森高校用地のほうが安いと考えています。また、中心地に約3万5,000平米の広い用地は貴重でありますので、債務を負担しても安いと考えます。

町長：新中学校建設候補地であった8カ所の単価と玖珠町が担う森高校の債務負担を比較検討します。

③町長は新築を考えているのか改築を考えているのか。

町長：教育委員会から新中学校は新築が好ましいと申し入れがあったが、新築か改築かを町長が判断すると政争の具に扱われるので、森高校校舎の耐力度調査結果をもとに新築と長寿命化改修コスト比較等を総合行政審議会に図り、その結果を尊重することになります。

委員会としては、よりよい学校づくりに向けて地域が抱える諸課題を調査検討し、課題解決のため引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議長（高田修治君） 中学校統合調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） 6番尾方であります。

今、ご説明を受けたんですけれども、この中で森高の耐久性というのが非常に問題になっているんですけれども、これは起債や負債がたくさんあるんですが、まだ審議中だろう、8月ぐらいには森高の耐震強度の検査をするんじゃないかと聞いておるんですけれども、その場でだんだん待っていきよると、学校問題というのは、それでなくても延びていっておるのに、大変難しいんですけれども、委員会の結論も重視なんです、やはり議会に少し付託をして審議を進めたらどうなんでしょうか。

○議長（高田修治君） 質問じゃなく、そういう意見があると。

○6番（尾方嗣男君） そうしないと、耐久性と森高の跡地がよいのか悪いのかという問題が進まないんじゃないかと。これを見ていると、町が負担するようであれば新たな土地を求めたほうがよいのではないかと意見がある。その意見の中で、土地の売買参考だけであって、解体の問題とかそういう問題は全く載っていない。ただ、工業団地の単価については3万5,000平米の広さの用地では、債務の負担については安いと考えておる。だけど、解体問題がどれぐらいかかるのか、その辺は検討しているんでしょうか。

○議長（高田修治君） 清藤委員長。

○中学校統合調査検討特別委員長（清藤一憲君） 特別委員会の中では、その話は出ていません。

○議長（高田修治君） 6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） ひとつ、この委員会報告にないんですけども、この前の13日の全員協議会のときですかね。たしか13日に全員協議会があって、そのときに中学校統合計画ということで、この新聞をもらったんですけども、これに玖珠町が県庁を訪問、譲渡をお願いしたいと要望書を広瀬勝貞知事に手渡したとあるんですけども、たしか12月か何かに前穴本課長が、それは要望じゃなくして一応探りを入れたらどうかという、我々はそういう考えを持っていたんですけども、譲渡の要望となっておるので、その辺が、10人いたのは誰か、執行部はいいですけども、議会議員は何名いたのか。

○議長（高田修治君） ちょっと待ってください。今、特別委員会の報告しておりますから、それに対する質疑をお願いいたしたいと思います。

○6番（尾方嗣男君） それならいいです。

○議長（高田修治君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 今の報告を聞きまして、それぞれ考え方がいろいろあると思いますが、まず1点目は、ここにあります開校時期です。これが、新中学校開校推進協議会・総合教育審議会の議を経て政争の具になるからどうのこうのということで報告がありましたけれども、これが執行部の関係で、執行部の主体性というか、これがないんじゃないかというようなことも考えられるんですけども、そういったことは委員会の中で話があったかどうか。もう少し主体性を出して執行部がリードしていくべきじゃないかということ。

○議長（高田修治君） 清藤委員長。

○中学校統合調査検討特別委員長（清藤一憲君） 今の説明はありましたけれども、それ以後のことは話はしていません。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） それとあわせまして、今、土地の問題、尾方議員からもありましたけれども、土地の比較等々のことであります。

全体的ないわゆる事業計画の予算案ですか、1つ新築をしたら全体的に金額がどのぐらいかかると。例えば今の森高校を改築したときに、どういうふうな金額になるとか、もうそういう時期になっているんじゃないかと私は思うんです。そういうことで、新装になるかどうかとかいうことは抜きにして、執行部としては、そういうところをもうやっぱり考えていかなければ、PTAとかこういったところに全部丸投げをしておったんではいかなんのではないかなというふうに私は思うんですが、そういった議論はなかったですか。

○議長（高田修治君） 清藤委員長。

○中学校統合調査検討特別委員長（清藤一憲君） そういった議論はありません。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） これで、質疑を終わります。

以上で継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号から議案第49号の10議案につきましては、専決処分の承認案件9件、人事案件1件であります。

議会運営委員長より報告がありましたように、議案の性格上、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第49号までの10議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決しました。

日程第8 質疑・討論・採決（議案第40号から議案第49号）

○議長（高田修治君） 日程第8、これより質疑・討論・採決を行います。

議案集をお出してください。議案集1ページです。

議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（その1）、玖珠町税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページです。

議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（その2）、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（その3）、玖珠町税特別措置条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案集11ページです。

議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（その4）、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町一般会計補正予算書（第8号）をお出してください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正から、10ページ、第3表地方債補正まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 次に、12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、歳入から、14ページ、歳出までの質疑を行います。14ページまでです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 次に、15ページ、歳入、1款町税から、29ページ、22款町債最後まで、質疑はありませんか。29ページ。

(な し)

○議 長（高田修治君） 次に、30ページ、歳出、1款議会費から、54ページ、13款諸支出金、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案集12ページです。

議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（その5）、平成25年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊の補正予算書（第2号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（その6）、平成25年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊になっております。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（その7）、平成25年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（その8）、平成25年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（その9）、平成25年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊となっております。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第49号、玖珠町監査委員の選任について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

議案第49号は人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は討論を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第42号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第43号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第44号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第45号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第46号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第47号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第48号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第40号から議案第42号までの3議案は、条例の一部改正の専決処分の承認を求める議案であります。また、議案第43号から議案第48号は、一般会計及び特別会計の補正予算の専決処分の承認を求める議案であります。別に反対する意見の発言もありませんでしたので、それぞれを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号から議案第42号までの3議案について、原案のとおり一括承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第40号から議案第42号までの3議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第43号から議案第48号までの6議案について、原案のとおり一括承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第43号から議案第48号までの6議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第49号は玖珠町監査委員の選任についてであります。原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、議案49号で玖珠町監査委員に選任されました河野好美さんのご挨拶を受けたいと思います。
しばらくお待ちください。

河野好美さんにご挨拶をお願いします。

○監査委員（河野好美君） 監査委員に就任をするご同意をいただきまして、ありがとうございます。
た。河野好美と申します。

監査委員は独任制であり、大変重い責任を受けとめております。監査の職務に当たりましては、地方自治法並びに玖珠町監査委員規程を遵守し、常に町民の奉仕者として公正不偏の態度で臨む決意をしております。私にとりまして、初めての経験であります。町財政の調査研究に努め、議会選出の監査委員とご一緒に役割を果たしていきたいというふうに思います。

議員の皆様にもご教示、叱咤激励をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。本日はありがとうございました。

○議長（高田修治君） どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日7日、8日は議案考察のため休会とし、9日は議案質疑といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、明日7日、8日は議案考察のため休会とし、9日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年6月6日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 大谷徹子

署名議員 片山博雅